

(公的年金)：期待される私的年金制度の充実 ～年金所得代替率の国際比較から～

NISA の募集が熱を帯びる中、2013 年 11 月から金融資本市場活性化有識者会議がスタートした。テーマの中には新たな私的年金制度の創設が挙げられている。改めて私的年金制度の重要性を、所得代替率の国際比較から検討してみたい。

年金最大の役割は、老後の生活資金の確保である。その役割をどの程度果たしているかを測る方法の一つに所得代替率がある。所得代替率を簡単に表現すれば、賃金水準に対する年金水準の比率、ということになる。例えば日本では、標準世帯(夫は 40 年間就業、妻は専業主婦)の所得代替率は 2009 年度で 62.3%となっている。この場合の分子は「年金月額(額面ベース)」、分母は「手取り賃金(ボーナス込み年収の月額換算値)」である。分子が額面ベースであるのに対し、分母が手取りベースである点に違和感を覚えなくもないが、同じルールが継続的に使用されるのであれば、致命的な問題ということではない。

しかし、この所得代替率を国際比較しようとした途端に事情は複雑になる。公的年金の国際比較を複雑にする背景には、いくつかの要素がある。一つは賃金水準の定義だ。税及び社会保険料を含むか否かの違いによって、総所得代替率(Gross Pension Replacement Rates)と純所得代替率(Net Pension Replacement Rates)とに分かれる。税と社会保険料負担の大きな欧州諸国では、この二つの所得代替率には大きな開きがある。次に挙げることができるのは、年金そのものの定義だ。国によっては職域年金等が強制加入となっている例もあり、こうした国々では強制加入の制度を含めて、あるべき年金水準についての議論が行われている。そして最後に挙げることができるのは、年金受給者の定義だ。年金受給者の実態は多様であり、定義が不統一なままでは比較の対象として扱うことができない。そのためモデルケースを作った上で比較をする必要がある。このモデルケースの中には、職業の種類・就労期間・引退年齢・婚姻状態(単身ベースか世帯ベースか)等の要素が含まれる。

こうした要素の不整合を乗り越えて国際比較を行うことは、決して簡単な作業ではない。しかし、そのような難しさを超えて国際比較を進めてきた研究もいくつか存在する。その代表的なものが EC の社会保障委員会(Social Protection Committee)による調査だろう。この調査では、2006 年及び 2046 年に退職する男性(単身)をモデルケースとして比較を行っている。公表されてから時間が経ち、この間に社会情勢も大きく変化していることから数値の精度は低下しているものの、欧州における所得代替率のトレンドを見ることができる。図表 1 はその中から主な欧州各国の数値を抜粋したものである。ここから窺えるのは、(1)多くの国で公的年金による所得代替率は低下する、(2)一部の国ではそれを補う形で職域年金での所得代替が進む、といった点である。

図表 1 欧州各国の所得代替率
(総所得代替率ベース)

国名	公的年金		強制的職域年金	
	2006	2046	2006	2046
スペイン	90.5	82.0		
イタリア	80.2	63.0		
フランス	66.2	50.2		
スウェーデン	50.0	39.5	14.5	39.5
ドイツ	43.0	34.0		11.4*
イギリス	35.9	33.1	25.1	25.1*
オランダ	29.6	31.2	41.2	50.9

(* 文末注釈 注1参照)

(出所) EC Social Protection Committee 2009

一方、米国や日本を含めた国際比較については、先日最新版が発表された OECD の調査がある(図表 2)。この調査では、2012 年に働き始めた 20 歳の「平均的労働者(男性)」をモデルケースとし、数多くの前提値を置いている点に注意が必要である。そのため数字の大小だけで制度の是非を判断することは難しい。あくまでそれぞれの国の制度の特色を把握するための視点を提供していると考えられるべきであろう。ただ、公的年金や強制的な職域年金のみならず、税制等の優遇措置により普及度の高い自主的な年金についてもデータをカバーしている点で参考になる点は少なくない。

図表2 OECD諸国の所得代替率
(総所得代替率ベース)

国名	公的年金	強制的 職域年金	私的年金 (拠出型)	合計
スペイン	73.9			73.9
イタリア	71.2			71.2
フランス	58.8			58.8
スウェーデン	33.9	21.7		55.6
ドイツ	42.0		16.0*	58.0
イギリス	32.6		34.5*	67.1
オランダ	29.5	61.1		90.7
米国	38.3		37.8	76.2
カナダ	39.2		33.9	73.1
日本※	35.6			35.6

(* 文末注釈 注1参照)

※平成21年財政検証基本ケース(男子単身)では、2050年の所得代替率を36.7%としている

(出所) OECD「Pension at a glance 2013」p.137より

この OECD の調査から窺えるのは、米国とカナダの拠出型の私的年金がもたらす所得代替率の高さである。例えば米国の場合、政府が運営する社会保障(Social Security)を一階部分として、その上に自主的な職域年金としての 401k 等の DC(確定拠出年金)や、個人単位で加入する IRA(個人退職勘定)等が加わっている。DC は既に日本でもなじみの制度だが、米国では従業員が拠出する分と、雇用主が追加して拠出(Matching)する分が、退職時まで運用益ともども非課税で積み立てられる仕組みになっている。また、IRA は個人が銀行等で開設し、その勘定への拠出金及び運用益が非課税となる。2012 年末の残高を見ると、DC が 5 兆 570 億ドル(約 510 兆円)、IRA が 5 兆 4,070 億ドル(約 560 兆円)で、両者を合わせるとおよそ 1,070 兆円と極めて大きな額となっている(注 2)。これらが米国の所得代替率の合計を 76.2%まで高めている大きな理由である。またカナダにおいても、RRSP 等の個人退職勘定制度が充実している。

こうした米国やカナダと比べると日本の状況はどうであろうか。OECD の調査では、公的年金の所得代替率は 30%台で米国やカナダと似たような水準にあるが、私的年金も含めた所得代替率は両国に大きく遅れを取っている。日本の確定拠出年金制度は 2001 年の制度導入以来 12 年経過しているが、その残高は 7 兆円弱と米国と比べてわずかな額に留まっている(注 3)。また普及率が低いこともあり、OECD の所得代替率の計算対象とは見られていないようだ。

2013 年 11 月より金融資本市場活性化有識者会議がスタートし、新たな私的年金制度の創設等が検討される予定との報道があった。単なる株式市場活性化のための手段としてではなく、国民が広く参加できる骨太な私的年金制度の実現に向けて、議論が進むことを期待したい(注 4)。

(前田 俊之)

注1 ドイツとイギリスの職域年金については、EC 社会保障委員会では強制的職域年金としているが、OECD では普及率の低さから私的年金として扱っているため、図表 1 と図表 2 では異なる表示となっている。

注2 これ以外にも政府や州職員年金資産があり、これらを合わせた年金資産は総額 19 兆 5,000 億ドル(約 2,000 兆円)となっている。(「2013 ICI Fact Book」より)

注3 日本の確定拠出年金(企業型)の残高は、2013 年 3 月末時点で 6 兆 7,610 億円、加入者(443 万人)一口当たりの残高は約 153 万円。制度スタートから同じ時期の米国と比べ、加入者数・残高共に日本での普及は遅れている。

注4 当研究所が協力して作成した「公私年金連携社会における老後準備に関する研究会」報告書が日本生命より 2013 年 11 月 25 日に公表されている。ここでも新たな年金制度についての提言を行っている。